

令和5年度 川棚町親子でスマイル住宅支援事業

安心して子育てができる住環境整備のため、多子世帯や新たに職住近接又は育住近接（3世代同居・近居を含む）をするための中古住宅の取得や住宅の改修を支援します！

事業の目的

安心して子どもを産み育てることのできる住まい・居住環境の整備を支援することで、出生率の向上や子育て環境の充実を図ります。



多子世帯

職住近接・育住近接（3世代同居・近居を含む）

対象者

(1)多子世帯

- ①同居する18歳未満の子が3人以上（妊娠中を含む）の世帯
- ②同居する18歳未満の子が2人で更なる妊娠・出産を希望する世帯



(2)新たに職住近接をする世帯

- 18歳未満の子のいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯）で、
- ①親（夫婦のいずれか一方）が通う職場に近接した住宅に居住する世帯
※近接・・・通勤時間が従前より短くなるものに限ります。
- ②転居した住宅に夫婦のいずれかの職場を設けて居住する世帯

(3)新たに育住近接をする世帯

- ①小学生以下の子がいる世帯（ひとり親世帯又は共働き世帯）で、保育園、認定こども園、小学校等に近接した住宅に居住する世帯
※近接・・・通学又は通園時間が従前より短くなるものに限ります。
- ②小学生以下の子がいる世帯で、新たに3世代で同居又は近居する世帯

3世代

新たに同居又は近居

子育て世帯

親等の世帯

小学生以下の子がいる子育て中の世帯

子育て世帯を支援する世帯（子育て世帯の父母、おじおば、祖父母など）

補助メニュー・補助額

対象者	メニュー (補助金交付決定後に行う以下の内容が対象)	補助額
多子世帯	①中古住宅の取得 ②取得時のリフォーム工事	補助率1/5 (上限40万円) ※対象経費の合計に対して
職住近接・育住近接 (3世代同居・近居を含む)	①中古住宅の取得 ②転居時のリフォーム工事	

※ 職住近接・育住近接の範囲は、従前より通勤・通学又は通園時間が短くなるもの。

※ 工事着工前や売買契約前に申請し、交付決定を受ける必要があります。

※ リフォーム工事については、県内に本社を有する法人又は県内に住所を有する個人が施工するものに限ります。

※ 対象となる工事は、①間取りの変更等 ②台所・浴室・トイレ・洗面所等の改修・増設 ③バリアフリー改修

④屋根・天井・外壁・床・窓の断熱改修 ⑤浄化槽の設置・入れ替え で、性能向上に資するものです。

※ 災害リスクの高いエリア（土砂災害特別警戒区域）内にある中古住宅取得及び住宅改修は、補助の対象となりません。

※ 受付期限は、令和4年12月23日（金）までとなります。（受付期間中であっても予算がなくなり次第終了します。）

※ その他の条件等、詳細につきましては、問い合わせて先へお尋ねください。

【問い合わせ先】健康推進課 子育て支援係（電話 82-3130）